

法務省民二第1676号
令和6年12月2日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (通達)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和5年政令第317号。以下「特別児童扶養手当法施行令改正令」という。) が令和6年7月1日から施行され、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和5年法律第48号。以下「番号法等改正法」という。) 附則第1条第2号に掲げる規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和6年厚生労働省令第119号。以下「厚生労働省整備省令」という。)、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (令和6年財務省令第64号。以下「国公共済法施行規則改正省令」という。)、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (令和6年内閣府・総務省・文部科学省令第5号。以下「地公共済法施行規程改正命令」という。)、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令 (令和6年文部科学省令第32号。以下「私学共済法施行規則改正省令」という。) 及び不動産登記規則の一部を改正する省令 (令和6年法務省令第47号。以下「不登規則改正省令」という。) が本日から施行され、本日付け法務省民二第1675号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について」 (以下「改正準則」という。) を発出したところですが、これらに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に

留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「不登規則」とあるのは不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）を、「新不登規則」とあるのは不登規則改正省令による改正後の不登規則を、「新準則」とあるのは改正準則による改正後の不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達）をいいます。

おって、この通達に抵触する従前の取扱いは、この通達により変更したものと了知願います。

記

第1 資格確認書等に係る法令の内容

1 特別児童扶養手当証書の廃止

特別児童扶養手当証書は、令和6年7月1日に廃止するものとされた（特別児童扶養手当法施行令改正令）。

2 健康保険証等の廃止及び資格確認書の新設

(1) 健康保険証等の廃止

ア 国民健康保険、健康保険、船員保険及び後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証（以下「健康保険証等」という。）は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）に廃止するものとされた（番号法等改正法第10条及び第12条、厚生労働省整備省令第1条及び第2条、国公共済法施行規則改正省令、地共済法施行規程改正命令並びに私学共済法施行規則改正省令）。

イ 既に交付されている健康保険証等については、改正前の規定により効力を有する間（当該期間の末日が施行日から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、施行日から起算して1年間とする。）は、なお従前の例によるとする旨の経過措置が設けられた（番号法等改正法附則第16条及び第18条、厚生労働省整備省令附則第2条及び第6条、国公共済法施行規則改正省令附則第2条、地共済法施行規程改正命令附則第2条並びに私学共済法施行規則改正省令附則第2条）。

(2) 資格確認書の新設

前記(1)アに伴い、一定の場合において、国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは後期高齢者医療の被保険者、国家公務員共済組合若しくは

は地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者等に対し、その資格に係る情報を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供（以下当該書面又は当該電磁的方法により提供されたものを「資格確認書」という。）がされることなどとされた（番号法等改正法第10条による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項、番号法等改正法第5条による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）第51条の3第1項、番号法等改正法第6条による改正後の船員保険法（昭和14年法律第73号）第28条の2第1項、番号法等改正法第12条による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項、番号法等改正法第9条による改正後の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第53条の2第1項、番号法等改正法第11条による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第55条の2第1項、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条において準用する番号法等改正法第9条による改正後の国家公務員共済組合法第53条の2第1項等）。

なお、資格確認書には、健康保険証等と同様の事項が記載又は記録することとされている。

第2 資格確認書等に係る不動産登記事務の取扱い

1 施行日以降における資格者代理人による本人確認

(1) 特別児童扶養手当証書

前記第1の1に伴い、不登規則第72条第2項第2号に掲げる書類から特別児童扶養手当証書が削除された（新不登規則第72条第2項第2号）。

したがって、施行日以降において資格者代理人が申請人から提示を受けた特別児童扶養手当証書については、同号に掲げる書類として認められない。

(2) 健康保険証等

前記第1の2(1)アに伴い、不登規則第72条第2項第2号に掲げる書類から健康保険証等が削除された（新不登規則第72条第2項第2号）。

他方、同号の規定の適用については、不登規則改正省令の施行の際に交付されている健康保険証等（当該申請人の氏名、住所及び生年月日

の記載があるものに限る。)は、前記第1の2(1)イにより従前の例によるとされる間は、同号に掲げる書類とみなす旨の経過措置が設けられた(不登規則改正省令附則第2項)。

したがって、当該期間において資格者代理人が申請人から提示を受けた健康保険証等については、同号に掲げる書類として認められる。

(3) 資格確認書

前記第1の2(2)に伴い、不登規則第72条第2項第2号に掲げる書類に資格確認書(書面によって作成されたものに限る。以下同じ。)が追加された(新不登規則第72条第2項第2号)。

したがって、施行日以降において資格者代理人が申請人から提示を受けた資格確認書については、同号に掲げる書類として認められる。

2 施行日以降における登記官による本人確認

前記1の取扱いは、不動産登記法(平成16年法律第123号)第24条第1項の規定による本人確認その他の不動産登記事務における登記官による本人確認においても同様とする。

なお、資格確認書には、健康保険証等と同様に保険者番号及び被保険者等記号・番号が記載される所、資格確認書の写しに係る保険者番号及び被保険者等記号・番号の取扱いは、従前の健康保険証等の写しに係る保険者番号及び被保険者等記号・番号と同様である(新準則第33条第5項及び別記第51号注4参照)。